
種別 : 個人
法人名 : 関口司法書士事務所
役職 : 司法書士・行政書士
氏名 : 関口 高

質問1～質問4

【コメント】

権利確定条件付有償新株予約権を付与する取引は、第三者評価機関による「公正価値」の評価に基づき、その「公正価値」相当額の金銭の実際の実払込みに対して、新株予約権を付与する取引であります。

よって、これには報酬性がないと考え、この提案には同意できません。

【理由】

そもそも、「公正価値」とは、誰に対してでも公正なものであり、そこに報酬性はないし、報酬性が含まれていないものを「公正価値」と呼ぶべきであります。

当然、第三者評価機関が評価するものは、「公正価値」であり、そこに報酬性は含まれておりません。

もし、報酬性が含まれているものであれば、それは、もはや「公正価値」と言うてはなりません。

なお、企業会計基準委員会も会議の中で「公正価値」として認めているのであるから、「公正価値」としての対価を支払っているのであれば、報酬性はないはずで。

対価に報酬性が含まれているのであれば、あるべき公正価値との差額を報酬とすべきであって、あくまで対価が「公正価値」かどうかで判断すべきと考えます。

また、私は、司法書士業務を営んでおり、業務上、ベンチャー企業からの相談を受けることが多いのですが、特に未公開企業の場合、権利確定条件付有償新株予約権は、資本政策の手段としても活用されており、その活用も制限されることは必定です。

ベンチャー企業の育成やIPOに、甚大な影響を与えることになるので、絶対に反対です。

それに、公正価値での有償発行の取引であるが故に、公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」(改訂版)(平成28年5月20日公表)において「有利発行決議や報酬決

議、事業報告における開示の対象とはならない」となっております。
税務上も、権利行使時の給与等課税事由が生じないとして扱っているにもかかわらず、これらの判断を無視して、会計処理が勝手に決めることは許されず、甚大な悪影響を与えることになり、今回の提案は、百害あって一利なしと考えます。

以上、よろしくお願いいたします。